



MINISTRY OF FINANCE  
THE JAPANESE GOVERNMENT

日韓財産請求権問題の処理にあたり検討を要する問題点

(昭33.11.17)

I 日韓会談において、韓国側は、日本國又は日本國民が所有又は管理したすべての種類の財産であつて在鮮米軍政府の管轄内に所在したものは、1940年12月6日付在鮮米軍政府法令第33号により在鮮米軍政府に帰属し、ついで1948年9月11日に署名された「アメリカ合衆国政府と大韓民国政府との間の財政および財産に関する最初の取扱」により大韓民国政府に譲渡されたものであるが、日本は、平和条約第4条の項により、在鮮米軍政府により、又はその指令に従つて行われた日本國およびその國民の財産の処理の効力を承認したのであるから、下記の諸財産および利益が韓國に所属するものであることを認めよう要求するものと予想せられてゐるが、

- I 下記の諸財産および利益は、法理上、法令第33号により在鮮米軍政府に帰属したこととなるのか。
- II 韓国の国内法上、下記の諸財産および利益が在鮮米軍政府に帰属し、ついで韓國に譲渡されたものであるとされる場合には、わが国は、平和条約第4条の項において、在鮮米軍政府により、又はその指令に従つて行われた日本國およびその國民の財産の処理の効力を承認したことにより、上記のごとき韓國側の主張を認めなければならないことと

MINISTRY OF FINANCE  
THE JAPANESE GOVERNMENT

なるのか。

- (1) 法令第 33 号の適用期間中その適用地域内（在韓米軍司令部の管轄内。以下同じ。）に所在したが、現実に在韓米軍政府により占有を取得せられることなく、わが国の領域内に所在を移転した有体財産（船舶を含む。）。
- (2) 同上の期間中、同上の地域内に船籍港を有していた船舶。
- (3) 同上の期間中、同上の地域内に本店その他主たる事務所を開いていた法人の株式、出資、持分その他の社員権ならびにその在日資産。
- (4) 国又は内地に本店その他主たる事務所を設けている法人が同上の地域内に設けていた官署又は店舗に対して同上の期間中有していた債権。（国又は当該法人の在韓資産をもつて当該債権が充足することができた場合にはどうか。）
- (5) 内地に本店その他主たる事務所を設けている法人の株式、出資、持分、その他の社員権を表章する証券、ならびに社債券等で、同上の期間中同上の地域内に所在したもの。
- 2 韓国は、朝鮮における承繼国としての立場に基くとの主張に関連して、下記のごとき請求をも行つているが、この請求

MINISTRY OF FINANCE  
THE JAPANESE GOVERNMENT

権主張は、法理上いかなる程度まで容認せらるべきか。

- (1) 旧朝鮮総督府の在日資産の返還（旧朝鮮簡保年金等の官営事業を含む。）
- (2) 旧朝鮮銀行券の在日発券準備の返還
- (3) 日本銀行券及び日本政府紙幣の代り金の清算

説明資料その一

（請求権について）

請求権については別紙のことく  
[REDACTED] を有効な請求権とし  
て認める案もあるが、本案は甘美に失するので、更に検討を加  
えた結果次のとおり。

1、韓国人需要請求項目中左記のものを韓国人が終戦前に合法的に  
取得した既得権を尊重するとの趣旨から文払うこととする。

項 目 金 額 括 定

韓国人が戦前郵政省に対し  
有した預金債権並びに朝鮮  
総督府經營にかかる簡易生  
命保険及び郵便年金に対する

る債権

開鎖機関、在外会社の残存  
財産に対する韓国人の持分  
韓国人が合法的に所有する  
公社債、株式その他の証券  
の償還

雇用労務者に対する未払金  
供託分の返還

本邦引換他國人の税關預り  
金

未収金、往文品代金等韓國  
人が終戦前に合法的に日本  
政府に対して有した債務

在内地法人に対し韓国人が  
合法的に取得した債権

韓国人官吏に対する平和条  
約発効時までの<sup>恩</sup>賃給未払分

計

2、韓国人軍人、軍属中職務病者、職設者に対する弔慰金及び韓  
国人従用労務者中従用中死亡又は負傷した者に対する弔慰金に  
ついて、政治的人道的立場から日本国民に準じた取扱を考慮す  
る。(但し依託命令と)

一に過る)

(注) 1) 韓国人被災については右処理方針に基く限り、北鮮在住者の  
分は証拠又は資料の不足を理由にしてその支払を拒否し  
得ることとなり兩鮮分のみの解決を行うことが可能とな

る。

(2) 従つて右の九條は兩解分のみなら更に減額される。

(3) 本試算額は韓國側要求を國防法上の原則に基いて検討した結果、有効と認められるものを列挙した。従つて在韓日本費の喪失も考慮に入れていないし、又韓國が当然に負うべき地方的債務の額も、計算に入れていない。右を考慮に入れれば韓國側への支払はゼロになる。

(4) 第一次及び第二次日韓会談で韓國側が對日請求權として主張した金額は終戰時価格 [REDACTED] と推定される。

(別紙二参照)

説明資料その二

（文化財について）

一、日本の朝鮮領有中、南鮮において朝鮮總督府（古跡研究会）の調査発掘事業により発掘され、その後内地に持ち込まれて現在

国有となつてゐる左記の文化財を韓國政府に贈与する。

1、慶尚北道慶州郡慶州邑出土品 十五点

（右品は昭和九年八月二十三日、朝鮮古跡研究会理事長か  
ら國立博物館が寄贈を受けて今日に至つてゐる）

2、慶尚南道梁山西面出土品 四八九点

（所蔵大韓國であり昭和十三年九月五日朝鮮總督府から當  
時の青瓦博物館が寄贈を受け、昭和三十二年國立博物館に移

曾され今日に及ぶ。)

(注)

1、右の他適当なものがあれば若干の固有の標題に關係ある  
圖書の暦年も考慮する。

2、北鮮地域たる平安南道出土品（所謂東浪古墳三十五点を  
含み計六十五点）は暦年の対象とはしない。

説明資料その三

昭和二年五月一セ 入国管理局

在日朝鮮人の国籍待遇問題に関する基本方針（案）

昭和二十七年四月四日付の「在日朝鮮人の国籍待遇に関する日韓協定案」を今回の委員会における討議の基礎とすることなく、左記方針により折衝する。もし先方が右を討議の基礎とするよう主張する場合にも、極力、左記方針に順応せしめるよう交渉する。

記

一、本件交渉の対象は、太平洋戦争の戦闘の終止の日以前から、引き続き、日本國に住居を有した朝鮮人に限定し、その他の者は、一般の例による。

二、朝鮮の政治的現状にかんがみ、その国内問題に極力、干渉しない立場をとる。従つて、

(1) これらの者が、いずれの国籍をとるかについては、協定上規定を設けないこと。

(2) 在留權付与に当つて、大韓民國の発給するなんらかの證明書を認めるより協定しないこと。

三、日本にとつて好ましからざる者は、国内法令の規定により、過去強制する原則を堅持するが、これらの者の特別の地位にかんがみ別紙了解事項案程度の一時的な例外措置を認め、過去強制の円滑な運用をはかる。

(注) (国内法令の過去強制の諸条項は、過去にさかのぼつ

て適用されることは当然との態度をとる。）

（これらの人には、原則として、永住を許可するが、悪質者（注）

には、その例外として期限付在留を許可するに留める。

ただし、右は、前項による被過去強制者を韓國側が故意をもつて、引き取ることを確約することを前提とする。

（注）悪質者としては、既に過去強制手続にのつたものある者が専らられ、右は更に、既に特別在留許可を得ているもの、既に過去強制令書を交付され、且下假放免中のもの、及び、現在過去強制手続進行中の者に大別される。

# 韓國に対する債務処理についての試案

日 本 方 鈔

金額及び摘要

第一項  
表

在日韓國文化財

國有の韓國美術品のうち引  
渡し可能なものを若干を韓國  
に引渡す

第二項

郵便貯金及び簡易生命保険

韓國人があらゆる被取者に対し  
有した預金債権並びに現金  
總督府總務にかかる簡易生  
命保険及び郵便年金に対する  
引渡しを認める。

(2) 現盤における韓國人預入

金  
郵便貯金



この貯金はおおむね事  
業用に利用される点を  
考え、昭和二十年五月  
末總

(3)

本邦内韓國人振替匯  
票

(4)

簡易生命保險韓國人種  
立金

(5)

郵便年金韓國人分積立  
金

一九四五年八月九日以後  
における韓國よりの対日送  
金の返還

この請求権は承認しない。

(4)と(5)については、  
易保険積立金責任準備  
金及び郵便年金積立

第四項

在韓本社法人の在日資産

の返還

(1) 関係機関財産

(2) 在外会社財産

(3) (4) 在外会社財産  
開銀機関朝鮮銀行の所  
有にかかる朝鮮銀行券兌  
行準備

(5) 下段にある元威儀兩道  
漁業組合連合会（朝鮮漁  
業組合中央会）の財産

(6) 元朝鮮總督府交通局共  
済組合の財政

(7) 元朝鮮教育財團財產

- (1) 損害財産に対する輸送人持  
分を返還する。  
(2) 在外会社についても右(1)  
と同様とする。  
(3) 銀行券発行・保証準備の  
うち金、銀は返還する。  
(4) 輸送人持分を支払う。

算定不能

(ただし帳簿価額)

(7)

在日朝王族財産

(7) 順序次上韓國の國內法は  
日本にまで及はないから、  
認めない。

第五項

(1) 韓國人（法人を含む）

所有の日本有価証券（公  
債、社債、株式その他證  
券）の償還

(1) 韓國人が合法的に所有す  
る公社債、株式その他之證  
券を償還する。

登録證券

朝鮮の建立病院、府、縣及  
び法人並びに朝鮮人分の推  
定

非登録公社債

無記名國債、無記名社債、  
貯蓄、郵票、勸業各債券の  
朝鮮殘留分推定

(2)

日本銀行券

(2)

韓國人（朝鮮總督府も入  
る）が純然たる合法的に所有  
していた分については対衝  
を支拂う。

(3) 金  
朝鮮銀行の福摩金立替

(3) 本立替金については次の  
二つの意見がある。

(4)

韓国人軍人、軍属、職  
傷病者、職復者に対する  
弔慰金等

(4)

(1) 日本政府間の賃借關係  
であるから韓國に対し支  
払の必要がない。  
但 明細の地方的債務では  
いから支払の必要がある。  
（職傷病者職復者遣族等援  
護法の趣旨の準用を考慮す  
る。）

(1)

弔慰金

職復者二万名、弔慰金を  
として計算

(2)

遣族年金（昭和二十年か  
ら平和条約発効の日までと  
する。）

(注)

職傷病者について  
では該當者数が判  
明しないので障害  
年金の計算はでき  
ない。

(5)

韓国人被用労務者の請求  
扶金及び死亡あるいは負傷  
した者に対する弔慰金等の  
支給

右と同じ

(6)

従員軍人、軍属の未払給  
与  
(賃便附金を含む)

算定不能

(6)

徴用労務者に対する賠  
未払金供託分の返還

支  
払  
う

(7)

韓国人が本邦及び日本  
占領地域より帰國の時、  
寄託せしめられた金額の  
補償

日本国民に車じて支払う。  
車票については日本国民と  
同様の取扱いとする。

韓國側が提示した十六項目  
の内容は不明であるがこの項目  
の中には日本政府あるいは朝  
鮮總督府に対する韓国人本來  
の既得権（債権）を含むもの  
があると認められるので、次  
の方針の下に処理をはかる。  
韓国人が終戰前から合法的  
に日本政府に対して有した債  
権を認める。

（なお、朝鮮總督府に対する  
日本政府の債務については  
支払うべきとの意見もある）

ただし、供託金のほかに  
労務者の郵便貯金及び現在  
大蔵省が保管している未払  
給与等を含む

本邦引揚韓國人の税関預

り  
韓國側の主張により認め  
られるも、

(9)

日本金融機関及び保険  
会社に対する債権

(11) (山) 在本邦金融機関の在韓支  
店の債務は、韓国内での清算  
により満足されるべきものとする(第五項(9)の(四))  
(内) 在内地法人に対する韓國  
人債権は、韓国人が合法的に  
に有するものについて認め  
る。(第五項(9)の(二)(三))

非居住者預金  
生命保険責任準備金

第六項

韓國國民所有の日本法人  
の株式又はその他の證券の  
認定

認定する。

第七項

前記の賄財産又は請求権  
より生じた請求権の返還

私法上の債権の果实の返還  
を認める。

第八項

財産返還及び決済の期間

未定

留保賣日

一、恩給等

韓國人官吏に対する恩給等  
賄未払金は、平和条約発効ま  
での分に限り支払う。

二、第三國所在の韓國人の  
財産回収に対する補償

であるので、日本政府は補償  
しない。

三、(1)後(2)　日本人及び  
内容不明

日本法人に対する韓国内  
金融機關の漏り資金

(4) 日本人（法人を含む）  
の未納税金

(5) 同の貿易補償金及び  
同の貿易保管金

(6) 別ないし同の軍事行動、  
強制撤去、一九四五年八  
月九日以後の日本官吏の  
越権行為、強制供出、企  
業監査による被害

日本國內部の問題であると  
いう意見と、支払うべしとの  
両説がある。

内容不明

補償しない。

小計



卷之二

韓国が主張している対日請求権の内容と金額

第一項 韓国より運び來りたる古書籍、美術品、骨董品、その他國宝、地図原版及び地金と地銀を返還すること。	(一) 昭和二十七年度会談提出項目 昭和二十七年三月三十日韓國が展示した「韓日間財産及び請求権交渉足要綱」による。	(二) 昭和二十八年度会談提出 昭和二十八年五月韓國が三回にわたり「アーチ示しにニード・メモアールによる」	(1) 韓國國宝、歴史的記念物(美術工芸品、古書籍その他)返還請求 (目録提示打合せの件)	(1) 韓國文化財の評価は困難である。 (2) 海図原版のみ本邦に存在し、地図及び地質図の原版は存在しない。 (3) 朝鮮銀行による地金額一九〇九年乃至一九四五年間ににおける年々至一九四五年間ににおける年々
原版及び地金と地銀を返還すること。		返還請求(目録提示打合せの件)	(韓國側出版物による) 終戦時価格一億三千八百五十六万三千五百九十六円	終戦時価格一億三千八百五十六万三千五百九十六円
第三項 一九四五年八月九日現在日本政府の對朝鮮總督府員價を決済すること。	(1) 鄂侵鳥賀貯金韓國側受け取り勘定 一七五、九六、一、〇八〇円 (2) 貸借決算基準の日後における韓國側受け取り勘定 一七三、八四六、四三三円 (3) 簡易生命保険開保受取金 三九一、三五二、九六四円	(1) 同 余裕金 計 一〇四一、一六六、四七七円 (2) 郵便年金積立金預金部預金 大蔵省預金部登録回債 (3) 簡易生命保険積立金預金部預金 計 一七一、一六六、四七七円	(1) 鄂侵鳥賀貯金韓國側受け取り勘定 一七五、九六、一、〇八〇円 (2) 貸借決算基準の日後における韓國側受け取り勘定 一七三、八四六、四三三円 (3) 簡易生命保険開保受取金 三九一、三五二、九六四円	(1) 鄂侵鳥賀貯金韓國側受け取り勘定 一七五、九六、一、〇八〇円 (2) 貸借決算基準の日後における韓國側受け取り勘定 一七三、八四六、四三三円 (3) 簡易生命保険開保受取金 三九一、三五二、九六四円
第三項 一九四五五年八月九日以後韓國より付番又は送金されたる金員を返還すること。	(1) 朝鮮總督府貯金管理局の大蔵省預金部預金 大蔵省預金部登録回債 (2) 簡易生命保険積立金預金部預金 計 一七一、一六六、四七七円	(1) 朝鮮總督府特別会計より対日移送されにヒミられる資金 (元五一、一七一九日付SCAPIN 三田八六一四二二二九)	(1) 朝鮮總督府特別会計より対日移送されにヒミられる資金 (元五一、一七一九日付SCAPIN 三田八六一四二二二九)	(1) 朝鮮總督府特別会計より対日移送されにヒミされる資金 (元五一、一七一九日付SCAPIN 三田八六一四二二二九)
第四項 一九四五五年八月九日現在韓國に本店又は主に手務所のあるに在る法人の日本にある財産を返還すること。	(1) 田舎機関(朝鮮銀行、朝鮮殖産銀行、朝鮮信託株式会社、朝鮮金融組合連合会)の左日財産、(その実体並びにその管理状況の照会の件) (2) 在韓本社法人三四九社の在日財産、(その管理、清算状況及び同所有有価証券再発行状況の照会の件)	(1) 田舎機関在日財産確定 ハ計ハ、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円 (2) 在外会社在日財産確定 計一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円	(1) 田舎機関在日財産確定 ハ計ハ、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円 (2) 在外会社在日財産確定 計一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円	(1) 田舎機関在日財産確定 ハ計ハ、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円 (2) 在外会社在日財産確定 計一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円

(3) 朝鮮銀行券發行準備在日分還元。

(そり方法及び時期に対する日本側意見照会の件)

(注) ニシテ日本を直ぐ場所として、ニシテ必ずしお適當でないかも知れぬ。

(4) 下南にある朝鮮漁業組合連合会中央会在日資産の返還。(そり方法に関する日本側意見照会の件)

(5) 旧朝鮮總督府東京出張所資産(朝鮮總督府鐵道局局員共済組合財産の返還)物貿却代金(三元五十九万四千円)の管理状況照会の件

(6) 東京にある朝鮮銀行等会維持財團の在京財産の返還。(そりの現況に関する照会の件)

(7) 田李玉家財産韓國國有化に関する件

(8) 韓國人(法人も含む)所有の日本有価証券(公債、社債、株式等)の償還。 (そり取扱方法に附する日本側意見照会の件)

(9) 韓國內に於ける交換回収しSCAP要請並びに日本銀行頭立会々下に焼印せる日本銀行券及く日本政府紙幣代り金の清算。(そり方法並びに時期に対する日本側意見)

(10) 韓國側の日本公社債保有額

(11) 計一〇・五〇〇・〇〇〇・〇〇〇円(元荷物整理人による)

(12) 計一四九三・六七二・〇〇〇円(大蔵省資料による)

(注) 上記は第四項の(1)及び(2)に重複する。

第五項 韓國國民(法人を含む)の日本又は日本國民(法人を含む)に対する日本國債、公債、日本銀行券、被徵用韓人未收金及びその他を請求する権利を決済すること。

(13) 韓國人(法人も含む)所有の日本有

価証券(公債、社債、株式等)の償還。 (そり取扱方法に附する日本側意見照会の件)

(14) 韓國內に於ける交換回収しSCAP要請並びに日本銀行頭立会々下に焼印せる日本銀行券及く日本政府紙幣代り金の清算。(そり方法並びに時期に対する日本側意見)

(15) 韓國人(法人も含む)所有の日本有

価証券(公債、社債、株式等)の償還。 (そり取扱方法に附する日本側意見)

(16) 太平洋戦争中の韓国人戦傷病者、戦没者七四八〇名(未確定概数、名簿提出可能)に対する弔慰金等措置に関する日本側対策又は意見

(17) 太平洋戦争中韓国人被徵用労務者(一九四六年九月三十日現在申告者数

一〇五一一名内徵用中死亡者一二六〇三

評価困難

名、同負傷者約七〇〇名（未廻足  
數在るも、名簿提出可能）に対する  
諸未払金及び弔慰金等。（その積置  
に関する日本側対応又は意見）

算定不能

韓国人被徵用労務者に対する諸未  
払金供託分に対する資料。

(2) 韓国人が日本及び日本占領地或  
リ帰國の時、当該之日本官憲に張制  
的に保管寄託せる日本銀行券、日本  
軍票、日本政府紙幣等の清算、

（その保管状況及び同代理金清算方  
法並びに時期に対する日本側専門的  
意見）

(3) 諸未収金項目別概算金額提示並び  
に日本側資料と照合依頼の件

(一) 朝鮮電業株式会社 江文昌代金 前渡金 六一八九〇六七百	
(二) 京城電氣株式会社 一三三六〇三円	ハーリロード八円
(三) 南鮮電氣株式会社 一九五三一九三三円	ハーリロード八円
(四) 西鮮合同電氣株式会社 一九五三一九三三円	ハーリロード八円
(五) 驚恐南労團 二八二八〇六円	
(六) 馬革会種馬代金前渡金 一九五三一九三三円	ハーリロード八円
(七) 在外日本軍部機關の供託金等 一九五三一九三三円	
(八) 麻糬代金未収金（日本厚生省外） 一九五三一九三三円	
(九) 交通部運輸兼車券代々カ他未 收金 ハーリロード八円	ハーリロード八円
(十) 林產物供出代金未収金 一九五三一九三三円	
(十一) 朝鮮良糧局未収金 一九五三一九三三円	
(十二) 水利組合連合会南保元収金 ハーリロード八円	
(十三) 農地開墾會工事前渡金 二五五五〇二円	
(十四) 糉工呂代金未収金 二五五五〇二円	

三五六三三三二一四

(五) 放送局在文品代金前渡金  
一一五六〇日

(六) 専売局関係未收金  
一一一〇〇一四日

計 一一六百三十六三九日

(七) (日本公營保険会社及び金融機関  
に対する債権)

(一) 韓国人加入者に対する日本十九  
生命保険会社の生命保険責任準備  
金

(二) 同 未経過保険料概算

(三) 十三損害保険会社の未払保険金

(四) 同十三会社に対する朝鮮火災  
海上保険会社の再保険回収金

(五) 日本側在韓支店銀行の預金並  
びに馬鹿組戻しざき他種費代金

(六) 同十三会社に対する朝鮮火災  
海上保険会社の再保険回収金

(七) 日本内銀行に対する個人預金

(八) 日本内銀行の発行せる送金馬鹿  
にしへ愛ナ取らざる分

(九) 日本内銀行に対する個人預金

(十) 日本内銀行の発行せる送金馬鹿  
にしへ愛ナ取らざる分

(十一) 日本内銀行に対する個人預金

(十二) 日本内銀行の発行せる送金馬鹿  
にしへ愛ナ取らざる分

(十三) 日本内銀行に対する個人預金

(十四) 日本内銀行の発行せる送金馬鹿  
にしへ愛ナ取らざる分

(十五) 日本内銀行に対する個人預金

(十六) 日本内銀行の発行せる送金馬鹿  
にしへ愛ナ取らざる分

(十七) 日本内銀行に対する個人預金

(十八) 日本内銀行の発行せる送金馬鹿  
にしへ愛ナ取らざる分

(十九) 日本内銀行に対する個人預金

(二十) 日本内銀行の発行せる送金馬鹿  
にしへ愛ナ取らざる分

(二十一) 日本内銀行に対する個人預金

(二十二) 日本内銀行の発行せる送金馬鹿  
にしへ愛ナ取らざる分

合 計

一八.七八三.二五五.六三四.八四 円

(注)

1. 本合計額には、金地金を除く、第一項の各項目及び第四項の(4)、(6)、(7)、第五項の(4)、(5)、(6)、(7)が  
算入されていない。

2. 第四項の(1)の附録機関と、(2)の在外会社の資金の六部分は有価証券(約70億円)から成つており、

第五項の下段の韓国の大公社債保有額推定一〇五億円に重複するので、累計額二五・二八三、二五五・六三四、  
八四円から重複推定額ヒロ億円を控除した一八・ヒハ三、一五五・六三四・八四円を合計額として計算上した。

3. 且つ、韓国側が正式提示を苗保していろいろ請求項目及びその概算金額としてあげてあるもの次とおり。

(昭和二十八年度会談提示)

一、韓国人官吏に対する恩賜等諸未払金

約五〇〇、〇〇〇、〇〇〇円

二、第三国所在の韓国人へ法人をも含む財産回収又は補償

五〇九・四六、一二四六円

一一一、二四一七六三円

一一六・五六三六円

一六二、二一〇・二一五円

一一七・六一七・二〇〇円

一一三・五七七・五五〇円

一一二、三八八・八八三円

一一〇・五五・六一一・五三六円

二三一・五八五二二五円

一八四・八・八八〇・四三七円

三八・〇一〇・六八六円

(11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1)

日本法人に対する韓国内金融機関の滞り資金

日本法人に対する日本人に対する仮払金

日本法人並びに日本人の未納総金

貿易補償金

貿易保函金

軍事行動に因る被害

強制撤去並びに疎開による被害

一九四五八月九日以後日本官吏の威權行為による被害

強制供出による被害

公共団体の處置並びに企業整備による被害

合  
計

三三三、九四〇、一七・〇〇〇円

別添2

韓国に対する請求権の内容と金額  
(但し推定額を含む)

(大蔵省、理、外)

昭和二十七年度会談提出項目 —韓日間財産及び請求権協定要綱—	昭和二十八年度会談提出項目 (但し正式提示を猶豫する項目を除く)	日本側負担の推定	韓国に対する債権額 (在朝私有財産を除く)
<p>一、 韓国より運び出された古書籍、美術品、骨董品、その他國宝、地図原版及び地図と地銀を返還すること。 朝鮮銀行による地金り／1907年～1945年対日移出 (約又億5千万グラム終戦時 金1グラム公定価格3円85)</p>	<p>(1) 韓国國宝、歴史的記念物(美術 工芸品、古書籍その他)返還請求 に附し目録提示打合せの件 (2) 韓国地図原版、測量地図及び海 図 返還請求に附し目録提示打合 せの件 (対日移出金価格計962,504,000円)</p>		
<p>二、 1945年8月9日現在日本政 府の対朝鮮総督府負債を清済する こと。</p>	<p>(1) 郵便為替貯金韓国側受け取り勘 定 1,475,967,080円 (2) 債借決裁基準の日後における韓 国側受け取り勘定 173,846,433円 (3) 簡易生命保険窓口受取金 591,352,964円 計 2,041,166,477円</p>	<p>(1) 郵便貯金窓口債務 234,177,408円 (3) 簡易保険及び郵便年金の朝 鮮人分準備金 119,281,000円</p>	<p>預金部による地方債、社債等引受け額 1,417,132,600円 預金部による道府営団等に対する 償付金 151,152,870円 終戦時における朝鮮郵便官署の資 金残高 507,063,604円</p>
<p>三、 1945年8月9日以後韓国よ り付替又は送金されたる金銭を返 還すること。</p>			

<p>四、1945年8月9日現在韓國に 本店又は主たる事務所を有する法 人の日本にある財産を返還すること。</p>	<p>(1) 1945年9月30日付SCA PIN 74号による特定在韓活動商 銀機關（朝鮮銀行、朝鮮殖產銀行、 朝鮮信託株式会社、朝鮮金融組合連 合会）の在日財産の実体並びにその 管理状況照会の件（開鎖機関財産推 定 8,000,000,000円）</p> <p>(2) 朝鮮銀行券発行準備在日分還元 方法及び時期に対する日本側意見</p> <p>(3) 戰爭終結直後朝鮮銀行が立替支 払いたる日本政府一般会計歳出國庫 金 742,859,002円及び日本銀 行に対する償還金 158,889,842 円清算方法及び時期に対する日本側 専門的意見</p> <p>計 901,748,844円</p> <p>(4) 1945年9月又2日付SCA PIN 45号及び1948年11月 17日付SCA PIN 1965号によ る連する在韓会社349社の在日財 産管理、清算状況及び同所有有価証 券再発行状況、照会の件（在外会社財 産推定 1,000,000,000円）</p> <p>(5) 旧李王家財産韓國国有化に関する</p>	<p>(1)×(4)</p> <p>開鎖機関及び在外会社の在日財 産に対する朝鮮人株主の持分 20,000,000円（推定）</p> <p>（注）この金額は昭和25年政 令第22号によつて大部分 供託されてゐる。若干増加 するものと見込まれる。</p> <p>(3) 朝鮮銀行（日銀代理店）に よる国庫金の立替払額 742,859,002円</p>	
---	---	--	--

	<p>事件通知</p> <p>(6) 朝鮮漁業組合連合会中央会在日資産等返還方法に関する日本側意見照会の件</p> <p>(7) 旧朝鮮総督府東京出張所資産(朝鮮総督府鉄道局貢天清組合財産)管理状況 照会の件</p> <p>(8) 朝鮮農学会維持財団在日財産現況に関する照会の件</p>		
五、韓国国民(法人を含む)の日本國又は日本國民(法人を含む)に対する日本の国債、公債、日本銀行券、被徵用韓人の未収金及びその他の請求権を決済すること。	<p>(1) 韓国人(法人も含む)所有の日本有価証券(公債、社債、株式その他証券)償還及び他取扱方法に関する日本側意見照会の件(韓国側資料(出版物)による韓国の公社債保有額 10,500,000,000円)</p> <p>(2) 韓国内において交換回収しAP委員並びに日本銀行員立会の下に焼却せる日本銀行券及び日本政府紙幣代り金清算方法並びに時期に対する日本側意見 1,492,672,000円 (大蔵省資料)</p> <p>(3) 太平洋戦争中の韓国人戦傷病者戦没者74,800名(未確定概数、迨て名簿提出可能)に対する弔慰金</p>	<p>(1)(1) 登録国債 25,067,000円 (注) この金額は道立医療施設、那の所有にかかるものが大部分で朝鮮人の所有にかかるものを含む</p> <p>(2) 非登録公社債(無記名国債、無記名社債、財團報告、衝積債券等) 261,248,000円</p> <p>(2) 朝鮮人所有と推定される日銀券(推定) 450,000,000円</p> <p>(3) 朝鮮出身陸海軍に対する供託金 (1) 確定死亡者 18,370名 (2) 供託金額 46,374,367円 (3) 復員者数 71,318名</p>	<p>朝鮮事業公債未償還額 2,323,325,000円</p> <p>朝鮮銀行券 45,153,000円</p>

<p>等措置に関する日本側対策又は意見</p> <p>(4) 太平洋戦争中韓国人被徴用労務者          (1946年9月30日現在申告者          数105,151名内徴用中死亡者          12,603名、同負傷者約7,000名          但し、以上は未確定数たるも、追々          名簿提出可能)に対する諸未払金及          び弔慰金等措置に関する日本側対策          又は意見</p> <p>(5) 韓国人被徴用労務者に対する諸          未払金供託分に対する資料打合せの          件</p> <p>(6) 韓国人が日本及び日本占領地域          より帰国の時、当該地日本官憲が強          制的に保管寄託せる日本銀行券、日          本暦票、日本政府紙幣等保管状況及          び同代り金清算方法並びに時期に対する          日本側専門的意見</p> <p>(7) 諸未収金項目別概算金額提示並          びに日本側資料と照合依頼の件</p> <p>(一) 朝鮮電業株式会社注文品代金前          渡金 6,187,067円</p> <p>(二) 京城電気株式会社          2,207,088円</p>	<p>(二) 復員者の未支給給与金等          44,941,748円          (4) 及び(5)</p> <p>(1) 政府関係徴用労務者に対する          未払給与等の供託分          4,351,000円</p> <p>(2)帰國朝鮮人労務者に対する          未払賃金等供託分          10,005,537円</p> <p>(6) 本邦引揚朝鮮人の税金預り          金 12,169,000円          (未払恩給)          255,000,000円</p> <p>(7) 商社の対韓債務          85,994,1000円</p>
---	--

	(三) 南洋電氣株式会社 "	
		101,016 円
	(四) 西洋合同電氣株式会社 "	132,603 円
	(五) 農地開発官署 " "	282,806 円
	(六) 馬事会演馬代金前渡金 "	841,745 円
	(七) 在外日本軍部機関供託金等	1,933,193 円
	(八) 麻薬代金未収金(日本厚生省外)	12,985,725 円
	(九) 交通部運賃車券代その他未収金	31,980,386 円
	(一) 林産物供出代金未収金	5,965,627 円
	(二) 朝鮮食糧官署未収金	53,995,432 円
	(三) 水利組合連合会関係未収金	88,910 円
	(三) 農地開発官署工事前渡金	255,542 円
	(四) 農工具代金未収金	3,563,321 円

(五) 放送局注文品代金前渡金	115,604 円	
(六) 車壳局関係未収金	5,140,174 円	
	計 126,476,239 円	
(七) (日本私営保険会社及び金融機 関に対する債権)		
(一) 韓国人加入者に対する日本 19 生命保険会社の生命保険責任準備 金 400,000,000 円		
(二) 同 未経過保険料概算	50,000,000 円	
(三) 15 損害保険会社の未払保険金	7,305,468.33	
(四) 同 13 会社に対する朝鮮火災海 上保険会社の再保険回収金	10,030,690.83	
(五) 日本側在韓支店銀行の預金並び に為替組戻し及び他雜費代払金	又々 7,638.7 又々 8.5	
(六) 日本国銀行に対する個人預金	6,236,638.76	
(七) 日本国銀行の発行せら送金為替 にして受け取らざる分		
(一) 日本生命以下 18 保険会社 の報告による保険準備金(若 干日本人分も含む)	108,469,000 円	
(五) 在本邦本店銀行の在朝鮮支 店預金債務推定	20,876,000 円	
(六) 非居住者預金(昭和 28 年 8 月現在) 1,812,000 円		
(五) 在本邦本店銀行の在朝鮮支店の 朝鮮人に対する償付金推定	83,276,000 円	

	7.96.859.67		
	計 702,008,379.84		
六、 韓国国民(法人を含む)所有の 日本法人の株式又はその他の証券を 法的に認定すること。			
七、 前記の諸財産又は請求権より生 じた請求権を返還すること。			
八、 前記の返還及び決済は協定成立 後即時開始遅くとも6ヶ月以内に終 了すること。			

合計 18,726,571,939.84 円

計 2,442,625,062 円

(注)1. 本合計額には、金地金を除く第4項未回復額の(5)(6)(7)(8), 第5項の(3)-(5)は算入されない。

(注)2. 第4項の(1)と(4)の両機関及び在外会社の資産の大部分は有価証券(約70億円)から成りおり、第5項(1)の韓国側のいわゆる公社債保有額105億円と重複するので、合計額25,726,571,939.84 円から70億を控除した18,726,571,939.84 円を合計額として計上した。

他に韓国側で正式提示を留保すると称する項目の概算

合計 15,010,761,367 円

総計 33,737,333,306.84 円

一、在全鮮日本私有財産 71,312,994,000 円

内訳

企業財産

52,108,254,000 円

個人財産

19,204,740,000 円

一、在南鮮日本私有財産

9,983,819,000 円

注、南鮮北鮮の所在財産の割合を4対6と推定して在南鮮総財産額を算出し、更に朝鮮事変による損失を65%と見込みこれを減額した。

秘密指定解除  
公文書監理室

韓國から返している対日請求権の内容と金額

大理府(三三、三、二七)

五 韓國國民一左  
人を含去一の  
日本國又は日本  
本國民へ法人  
を含去一に於  
する日本の國  
債公債、日本銀  
行券、被徵用韓  
人の未收金及  
びその他の諸  
款項を清算す  
ること。

(4) 太平洋戦争中の韓国人難病者、戦没者七四八〇名へ未確定は概数、名義提出可能)に付する慰効金等積置に因る日本側計算	(5) 下関にある朝鮮済業総合会議中央会在日資産の返還	(6) 東京にあす朝鮮銀行券の返還	(7) 旧朝鮮總督府鉄道局局員共済組合財産の返還	(8) 朝鮮銀行券在日分行準備在日分還元
(9) 韓国人へ法人も含む)所有の日本有価証券へ公債社債株式、その他証券の償還	(10) 韓國国内において交換回収しS C A P要員並びに日本銀行員立会の下に焼却した日本銀行券及び日本政府紙幣代り金の清算に付する貸款金の清算(注)(この項をこことは必ずしも適当でない)いかにも知れ	(11) 旧李王家財産韓國国有化	(12) 韓國銀行券の在日資産へ朝鮮總督府鉄道局局員共済組合財産の返還	(13) 朝鮮銀行券在日分行準備在日分還元
(14) 韓國人へ法人も含む)所有の日本有価証券へ公債社債株式、その他証券の償還	(15) 韓國銀行券の在日資産へ朝鮮總督府鉄道局局員共済組合財産の返還	(16) 東京にあす朝鮮銀行券の返還	(17) 旧李王家財産韓國国有化	(18) 韓國銀行券の在日資産へ朝鮮總督府鉄道局局員共済組合財産の返還
(19) 韓國人へ法人も含む)所有の日本有価証券へ公債社債株式、その他証券の償還	(20) 韓國銀行券の在日資産へ朝鮮總督府鉄道局局員共済組合財産の返還	(21) 東京にあす朝鮮銀行券の返還	(22) 旧李王家財産韓國国有化	(23) 朝鮮銀行券在日分行準備在日分還元

二八六三一五  
一四九二六七二  
七四六八五九  
一二六四五五  
八六九三一四  
一三四二五〇〇

登録回復  
非登録公社處  
二五、口六七  
二六一、二四八  
とある。  
上記計数は掌  
者の暫定調査の  
字である。  
なほ、戦傷病  
戦没者遺族援護  
しは朝鮮人に付  
用されないので、  
給に当つては、特  
の法的措置を必  
とする。

評価困難  
昭和二十六年政令  
によるて清算  
建物売却代金



(注) 本合計額には、金地金を除く、オ一項の各項目及びオ四項の(4)、(6)、(7)、オ五項

の(4)、(5)、(6)、(7)は算入されていない。

之、韓国側主張た金額の記載のないものにつれては、日本側調査額によつた。

左が、韓国側が正式提示を當保している請求項目及びその概算金額としてあげて  
いるもの次のとおり

ハ昭和二十八年度会談(提示)

一 韓国人官吏に対する恩給等諸未払金

約 五〇八、〇〇〇 千円

二 特三國所在の韓国人(法人をも含む)財産回収又は補償

五〇九、四六一

三 (1) 日本人に対する韓国内金融機関の滞り賃金

二一一、二四一

(2) 日本人に対する韓国内金融機関の滞り賃金

一、一六五

(3) 日本人並びに日本人に対する仮払金

一一大二一。

(4) 日本人並びに日本人の未納税金

一一大二一。

(5) 貿易補償金

一一大七、六一七

(6) 貿易保償金

一〇二、五七七

(7) 軍事行動による被害

二三二、三九八

(8) 漢制撤去並びに疎開による被害

一一、〇五五、六一二

(9) 一九四五八年九月以後日本官吏の越獄行動による被害

二三一、五八五

(10) 強制供出による被害

一八四八、八八九

(11) 公共団体の破壊並びに企業整備による被害

三八、一〇一

全  
総  
計

一五、〇一〇、七六一

二三、二七一、二八一

